

別表十二（十八）の記載の仕方

この明細書は、青色申告書を提出する法人で平成7年改正前の電気事業法第2条第5項（定義）に規定する電気事業を営むものが、平成2年改正措置法附則第20条

第3項（原子力発電工事償却準備金に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合に記載します。